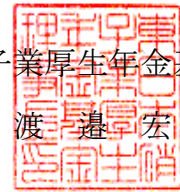


東硝基発第41号  
平成20年4月25日

事業主様

東日本硝子業厚生年金基金  
理事長 渡邊 宏 男



## 厚生年金基金規約の一部変更について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営にあたり格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年度財政再計算の結果とそれに伴う掛金率変更については、基金情報等でお知らせしておりますが、去る2月27日に開催いたしました第91回代議員会にて慎重にご審議いただいた結果、下記のと通りの掛金率変更の規約変更案が可決されました。財政計算の結果、プラスアルファ部分の掛金率を0.2%引き上げる必要がありましたが、経済状況等考慮し、別途積立金の取り崩しにより特別掛金を0.2%引き下げることにより、現行掛金と同率とすることで了承されました。

また、厚生年金保険法改正に伴う、第三号被保険者期間に係る基金の年金の離婚分割の規約変更案につきましても併せて決定されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### ■基金掛金率の変更

平成20年4月分（平成20年5月告知分）から、次のとおり変更となります。

	変 更 前		変 更 後	
	毎月分	賞与分	毎月分	賞与分
普通掛金	4.1%	3.8%	4.3%	3.8%
特別掛金	2.7%	—	2.5%	—
事務費掛金	0.3%	—	0.3%	—
合 計	7.1%	3.8%	7.1%	3.8%

### 《基金の掛金負担区分》

	毎月分	賞与分
事業主負担	5.2%	1.9%
加入員負担	1.9%	1.9%
合 計	7.1%	3.8%

※掛金の内訳が変更となっただけで、合計の掛金率及び負担割合の変更はありません。

（「厚生年金基金・厚生年金保険標準給与月額と掛金額表」は変更がありませんので、今回はご送付いたしません。）

## ■第三号被保険者に係る厚生年金保険被保険者期間の分割と基金年金の分割

平成16年年金制度改正により、昨年の4月から厚生年金保険及び基金の年金の離婚分割制度が導入され、更に、今年の4月からは、第3号被保険者(専業主婦)の離婚を対象とする「3号分割」が施行されました。3号分割は、平成20年4月以降に成立した離婚を対象に、4月以降の第3号被保険者期間がある場合は、その期間(特定期間)に対しては、夫婦間の協議なしで強制的に厚生年金保険の報酬比例部分の2分の1が、被扶養配偶者に分割されます。昨年実施された離婚分割は、合意が必要なため「3号分割」に対し、「合意分割」といいます。4月以前の第3号期間及び配偶者が厚生年金等に加入されていた期間については、「合意分割」となり、特定期間があるときは、まず「3号分割」を行った後、残りの部分について夫婦間の合意があった場合、「合意分割」することとなります。

当基金につきましても、国に準じた取扱いを行い、代行部分について4月以降の第3号被保険者期間に対しては、2分の1に減額改定を行います。ただし、昨年実施の「合意分割」同様、プラスアルファ部分の分割はいたしません。

また、離婚による年金の改定請求は、社会保険事務所のみに請求し、基金への届出は必要ありません。社会保険庁からの通知に基づき、基金は分割処理を行い、当事者へご通知したうえで、減額分の年金原資を社会保険庁に移換いたします。

「3号分割」と「合意分割」の主な相違点は次のとおりです。

	離 婚 分 割	3 号 分 割
施 行 日 等	平成19年4月(平成19年4月以降の離婚より適用)	平成20年4月(平成20年4月以降の離婚より適用)
分 割 方 法 等	標準報酬改定請求に基づき分割(請求は原則離婚後2年以内に限り可能)	標準報酬改定請求に基づき分割(離婚後2年以内の制約はなし)
	当事者(夫・妻)合意(または裁判所決定)が必要	当事者(夫・妻)合意(または裁判所の決定)は不要
	分割対象期間は、婚姻期間に係る被保険者期間(平成19年4月前の期間も含む)	分割対象期間は、婚姻期間に係る3号被保険者期間(平成20年4月以降の期間のみとし、平成20年4月前の期間は含まない)
	按分割合(上限50%)に応じて給与の改定割合が決定される	給与の改定割合は一律50%